

A20 役員変更届を提出することにより、役員の数を増加することが可能です。定款に定めている役員の数を増加したい場合には、都道府県知事に対して定款変更の認可申請を行う必要があります。

【解説】

新たに役員に就任する場合には、役員変更届を提出する必要があります。なお、役員が退任・死亡した場合なども役員変更届の提出が必要になります。

役員の人数は、定款において定めています。定款に定めている役員の人数を増加したい場合には、都道府県知事に対して定款変更の認可申請を行う必要があります。申請になるため、認められない可能性も十分に考えられます。

都道府県によって対応は異なりますが、医療法人の事業規模と理事の人数はある程度比例するように指導されるようです。